

## 『宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域指定要領』

### 第一 目的

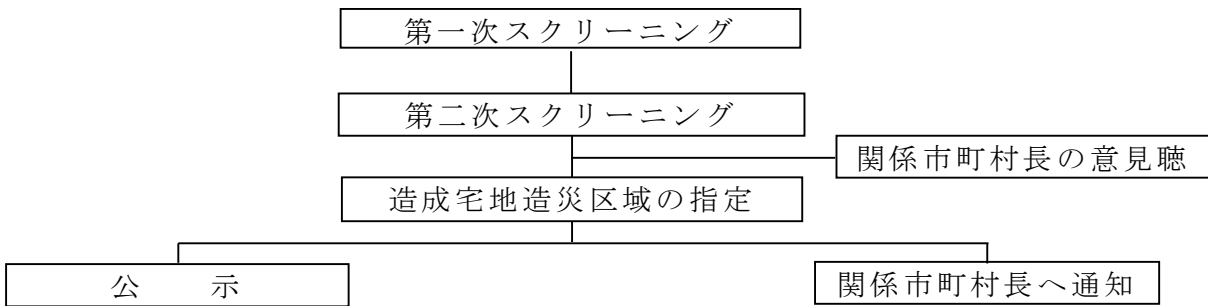
この要領は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づく造成宅地防災区域（以下「防災区域」という。）の指定に当たっての考え方を明確にすることにより、適正な防災区域指定の促進を図り、もって宅地造成に伴う災害を防止することに資することを目的とする。

### 第二 防災区域指定までの調査等

防災区域指定までの調査等は大规模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン（別添5）に基づき行うこととする。

### 第三 指定の手続

防災区域の指定に当たっては、以下の手順により行うものとする。



（注1）：第一次スクリーニングは机上における調査を主体とし、第二次スクリーニングは現地における調査を主体とする。

（注2）：都道府県知事及び関係市町村長は、区域住民の協力が得られるよう、必要に応じて説明会、広報誌等によるPRなどについて積極的な対応を図ることが望ましい。

（注3）：公示にあたって用いる図面は、縮尺二千五百分の一程度とする。

### 第四 境界の設定について

防災区域の境界については、一団の造成宅地の境界を基本とし、尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等により防災区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して設定するものとする。